

社会福祉法人 武蔵村山正徳会  
サンシャインホームヘルプステーション  
介護予防・日常生活支援総合事業・訪問介護契約書  
第1号訪問事業【訪問型サービス】・【緩和型サービスA】

\_\_\_\_さん（以下、「ご利用者」といいます）・\_\_\_\_  
\_\_\_\_さん（以下「代理人」といいます）とサンシャインホームヘルプステーション（以下、「ステーション」といいます）は、ステーションがご利用者に対して行う（第1号訪問事業の介護予防・日常生活支援総合事業で訪問型サービス・緩和型サービスA）（以下、「介護予防・支援総合事業」といいます）訪問介護について、次のとおり契約します。

### 第1条（契約の目的）

- 1 ステーションは、ご利用者に対し、介護保険法令（平成9年法律第123号）および関係法令の趣旨に遵守し、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護サービスおよび介護予防・支援総合事業によるサービスを提供し、ご利用者は、利用契約書・重要事項説明書の定めを遵守して訪問介護サービスおよび介護予防・支援総合事業を受けそのサービスに対する料金をステーションに支払うものとし、
- 2 代理人は、ご利用者ととともにこの契約に基づく債務を履行し、必要に応じてステーションと協議し、ご利用者の生活と権利擁護に関わる行為を行います。また、ご利用中に急性期の医療行為が必要となった際には、責任を持ってその事態に対応するものとし、

### 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日からご利用者の認定の有効期間満了日までとします。ただし支援総合事業対象者は契約期間満了日がないため2項を適用する。
- 2 契約満了の7日前までに、ご利用者又は代理人からステーションに対して、文書による契約終了の申し出ができる。ただし、申し出がないときは、契約は自動更新されるものとし、

### 第3条（個別サービス計画の作成及び変更）

- 1 ステーションは、必要に応じてご利用者の日常生活全般の状況、及びご利用者・代理人・その他のご家族の希望を踏まえて、「介護予防サービス支援計画書」および「居宅サービス計画書」の内容に沿ってサービスの目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した「総合支援・訪問介護計画書」および「訪問介護計画書」（以下「個別援助計画書」という。）を作成します。個別援助計画書の作成に当たっては、ステーションはその内容を利用者（ご利用者）に説明し、同意を得たうえで交付します。
- 2 ステーションは、居宅サービス計画に基づいた個別援助計画の実施状況の把握を適宜確認し、一定期間ごとに目標達成の状況等を記

載した記録（以下モニタリング記録という。）を作成します。ご利用者又はご家族等の申し出により、必要に応じてモニタリング記録を説明の上、交付します。

#### 第4条（介護予防・支援総合事業および訪問介護の内容）

1 ご利用者が提供を受ける内容は下記のとおりです。ステーションは、下記に定めた内容について、ご利用者及び代理人に説明します。

・ サービス内容

ア 生活援助（介護予防・支援総合事業）訪問介護

- ①買物（食材・日用品等の買い物代行）
- ②調理（下ごしらえ・調理・配膳・後片付け等）
- ③掃除（掃き掃除・拭き掃除等）
- ④洗濯（洗濯・干し・取り込み・たたみ・収納等）
- ⑤その他の家事援助

イ 身体介護 訪問介護のみ

- ⑥食事介助（食卓への移動の介助・食事の介助・見守り等）
- ⑦入浴介助（全身浴・部分浴・入浴の準備・更衣の介助・見守り等）
- ⑧排泄介助（ポータブルトイレへの移動介助・おむつの交換等）
- ⑨清拭（全身清拭・手浴・足浴・排泄後の清潔保持等）
- ⑩体位変換（床ずれ・床ずれ予防等に要する体位交換）
- ⑪通院介助（外来通院の同行）院内の提供は介護保険適用外（全額自己負担）。ただし、ケアプランに位置づけられた内容で認められたものはサービスを提供します。
- ⑫外出介助（買い物等への付き添い）
- ⑬その他、自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助

2 ステーションは、同職員をご利用者の居宅に派遣し、居宅サービス計画の内容に沿って介護サービスを提供します。

3 第2項のステーション職員は、介護福祉士又は介護職員初任者研修・ホームヘルパー1及び2級・基礎研修過程・当該市独自基準研修終了者（緩和型サービス）の取得者です。

4 ご利用者の状況またはステーションの状況により、派遣ヘルパーを変更することがあります。

5 居宅サービス計画が変更となったときは、ステーションが提供する新たなサービス内容の【個別援助計画書】を作成し、ご利用者及び代理人へ説明をしたのち了解を得て、それをもって新たな個別援助計画書とします。

#### 第5条（サービスの提供の記録）

1 ステーションは、訪問介護および介護予防・支援総合事業の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時にご利用者等の確認を受け、ご利用者等の捺印を受けます。

2 ステーションは、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間（介護予防・支援総合事業は5年間）保管します。

- 3 ご利用者又は代理人は、ご利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 ご利用者又は代理人は、ご利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を実費相当額にて受けることができます。

## 第6条 (料金)

- 1 ご利用者又は代理人は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された合計額を支払うものとします。

訪問介護および介護予防・支援総合事業から給付サービスを利用する場合は、原則として【契約書別紙】料金表の利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額となります。ただし、訪問介護および介護予防・支援総合事業の給付の範囲を超えたサービス利用は、地域区分及び加算分も含めた全額自己負担となります。

- ① 基本料金（午前8：00～午後6：00まで）は、【契約書別紙】のとおりです。
- ② 午前6：00から午前8：00までは早朝基本料金、午後6：00から午後10：00までは夜間基本料金となり、①の基本料金の25%増しとなります。

\*介護保険適用の場合でも、ご利用者の保険料の滞納等により、ご利用者の負担割合が変更される場合があります。その場合は、新たに決定されたご利用者の負担割合に沿って料金をお支払い頂きます。またサービス利用料を償還払いと指定されているご利用者については、利用料の満額をステーションに対して支払って頂き、ステーションは支払いに応じてサービス提供証明書を交付いたします。

\*サービス提供証明書を市区町村の窓口に提出しますと差額分（本来給付される額）の払戻しを受けることができます。

\*介護保険および介護予防・支援総合事業の認定および介護認定調査前にご利用者がお亡くなりになったときや認定結果により自立（非該当）となった場合は、認定結果前に提供されたサービス内容は保険給付の対象となりません。この場合、サービスに係る費用（加算分も含む）の全額をご利用者が負担することとなります。

## 2 その他の料金

- ① 交通費 武蔵村山市・立川市内の一部は、無料です。
- ② 記録の複写代金は、1枚¥10です。
- ③ 次のような場合の費用については、ご利用者の負担となります。
  - \*ご利用者から依頼された要件で、ヘルパーが交通機関等を使って外出したときのヘルパーの交通費の実費
  - \*緊急時にご利用者・ご家族等が変わって使用した電話代金・交通費等

## 3 低所得利用者負担対策等

- ① 介護保険法施行時のホームヘルプサービス利用者に対する経過措置があります。

- ② 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置があります。
- ③ 武蔵村山市在住の方には、(介護予防・支援総合事業以外) 訪問介護利用者助成制度があります。

#### 第7条 (支払い方法)

- 1 ステーションは、料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日以降にご利用者又は代理人に交付します。
- 2 ご利用者又は代理人は、当月の利用請求額を翌月22日(指定の銀行等が、休日等の場合は翌営業日)に、指定した口座より、**預金口座振替による自動引落とし**の方法で施設に支払います。  
※ご利用者又は代理人は、自動引落としシステムの利用に当たって、利用料とは別に引き落とし手数料99円が計上されますことに同意します。(但し、当法人のサービスを複数利用している場合は、法人一括請求の形式となりますので、お支払いいただく手数料は99円のみとなります。)
- 3 ステーションは、ご利用者又は代理人から料金の支払いを受けたときは、ご利用者に対し領収書を発行します。ただし、銀行振込等金額の証の残る場合は、これを領収書に代えます。

#### 第8条 (サービスの変更)

- 1 ご利用者又は代理人は、ステーションに対して、サービス内容の変更を申し出る場合、当該変更がケアプランおよび介護予防ケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規程する契約の目的に反するなど変更を支障がなく正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。この変更の申し出をする場合は1日前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用日時の一時的な変更をすることができます。
- 2 ステーションは、提供するサービスのうち、保険適用を受けないものがある場合には、そのサービス内容及び利用料を具体的に説明し、ご利用者の同意を得ます。
- 3 第1項以外のときは、サービスの中止となります。

#### 第9条 (サービスの中止)

- 1 ご利用者又は代理人は、ステーションに対して、サービス提供日時の1時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止をすることができます。
- 2 ご利用者又は代理人は、ステーションに対して、サービス提供日時までに通知をしなかった時、1時間前を過ぎた場合、ご利用者不在時サービス開始時間を15分間経過した場合は、【契約書別紙】に記載された「当日キャンセル料」をステーションに支払います。  
\*①ただし、上記の第2項、の場合でも、ご利用者の病変・急な入院などやむを得ない事情の場合は、事前にセンターへ連絡することにより、この限りではありません。  
\*②ご利用者不在時、15分間以内に帰宅した場合は、この限りで

はありません。(計画通りサービスを行う。但し終了時刻の変更はしない)

#### 第10条 (料金の変更)

- 1 ステーションは、ご利用者及び代理人に対して、文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。
- 2 ご利用者及び代理人が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 ご利用者又は代理人は、料金の変更を承諾しない場合、ステーションに対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

#### 第11条 (契約の終了)

- 1 ご利用者又は代理人はステーションに対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、ご利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当したときは、ご利用者又は代理人は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① ステーションが正当な理由なくサービスを提供しないとき
  - ② ステーションが守秘義務に反したとき
  - ③ ステーションがご利用者・代理人やその他のご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき
  - ④ ステーションが破産したとき
- 3 ステーションはやむを得ない事情がある場合、ご利用者及び保証人に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当したときは、ステーションは文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① ご利用者又は代理人は、ステーションに支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらずその後14日以内に支払われないとき
  - ② ご利用者が正当な理由なくサービス利用の中止を繰り返したとき、又はご利用者の入院もしくは病気等により、1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになったとき
  - ③ ご利用者・代理人及びその他のご家族がステーションや同職員に対し、この契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき。又は、以前に同行為を行ったことが判明したとき。
- 5 次の事由に該当したときは、この契約は自動的に終了します。
  - ① ご利用者が介護(予防)保険施設に入所したとき
  - ② ご利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定されたとき
  - ③ 介護予防・支援総合事業の事業対象者より申し出があるとき

#### ④ ご利用者が死亡したとき

##### 第12条 (賠償責任)

- 1 ステーションは、サービスの提供にともなって、ステーションの法的根拠のある責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときは、ご利用者に対してその損害を賠償します。
- 2 ご利用者・代理人及びその他のご家族は、サービスの利用にともなって、利用者・代理人等の責めに帰すべき事由により、ステーションの運営・財産等に損害を及ぼしたとき、同職員の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償します。

##### 第13条 (秘密保持)

- 1 ステーション及び同職員は、介護サービス提供をする上で知り得た利用者・代理人およびその他のご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 利用者・代理人は、利用者の(介護予防ケアプラン)訪問介護サービス計画作成のため、他の居宅介護支援事業者・地域包括支援センター専門職員・サービス提供者・サービス担当者会議。また、診療等による医療機関等において利用者・代理人及びその他のご家族の個人的情報を用いることに同意します。

##### 第14条 (緊急時の対応)

ステーションは、現に(介護予防・支援総合事業)訪問介護の提供を行っているときにご利用者の健康状態が急変した場合、その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、医師への連絡等必要な措置を講じます。

###### 緊急連絡先(1)

|                               |  |    |  |
|-------------------------------|--|----|--|
| 氏名                            |  | 続柄 |  |
| 住所<br>電話番号<br>携帯番号<br>メールアドレス |  |    |  |
| 勤務先<br>勤務先電話                  |  |    |  |

###### 緊急連絡先(2)

|                               |  |    |  |
|-------------------------------|--|----|--|
| 氏名                            |  | 続柄 |  |
| 住所<br>電話番号<br>携帯番号<br>メールアドレス |  |    |  |
| 勤務先<br>勤務先電話                  |  |    |  |

主治医連絡先

|            |  |
|------------|--|
| 病院名<br>医師名 |  |
| 住 所        |  |
| 電話番号       |  |

第15条（相談・苦情対応）

1 ステーションは、ご利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護および介護予防・支援総合事業に関するご利用者・代理人及びその他のご家族の要望、苦情等に対し、迅速に対応するとともに、当該苦情等の内容を記録し、サービスの質の向上に資する。

第16条（身分証携行義務）

（介護予防・支援総合事業）訪問介護員は、常に身分証を携行し、サービス時にご利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第17条（居宅介護支援事業所等との連携）

- 1 ステーションは、（介護予防・支援総合事業）訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員及び地域包括支援センターの保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 ステーションは、この契約の内容が変更されたとき、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員および地域包括支援センター職員に送付します。なお、第11条2項又は4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員および地域包括支援センター職員に連絡します。

第18条（本契約に定めのない事項）

- 1 ご利用者・代理人及びステーションは、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令または当該市独自の介護予防・支援総合事業に定めるところを尊重し、ご利用者・代理人及びステーションが誠意を持って協議のうえ定めます

第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、ご利用者・代理人及びステーションは、ステーションの住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約書は、令和元年10月1日現在のものです。今後、厚生労働省の通達等により契約内容に変更が生じるときは、ご利用者及び代理人へご通知します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者・代理人、ステーションが署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

サービス提供者  
指定番号

訪問介護 東京都 第1374900270号  
(介護予防・日常生活支援総合事業)

<事業所名>

サンシャインホームヘルプステーション

<住所>

東京都武蔵村山市伊奈平4丁目10番地の2

<管理者名>

奥 下 洋 平 印

ご利用者

<住所> 東京都武蔵村山市緑が丘1460-

<氏 名> \_\_\_\_\_ 印

代理人

<住所>

<氏 名> \_\_\_\_\_ 印

本人との続柄

契約書の説明者

<事業所名>

サンシャインホームヘルプステーション

<住所>

東京都武蔵村山市伊奈平4丁目10番地の2

<氏 名> \_\_\_\_\_ 印